

議第12号議案

原子力発電所事故による農畜産物損害賠償に関する意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月19日

提出者	桐生市議会議員	佐	藤	幸	雄
賛成者	桐生市議会議員	園	田	恵	三
	同	福	島	賢	一
	同	新	井	達	夫
	同	佐	藤	光	好
	同	西	牧	秀	乗
	同	井	田	泰	彦
	同	渡	辺		修
	同	小	滝	芳	江
	同	周	東	照	二
	同	山	之	内	肇

桐生市議会議長 荒 木 恵 司 様

原子力発電所事故による農畜産物損害賠償に関する意見書

昨年、福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質の影響により、本市をはじめ多くの地方自治体において農林水産物が出荷制限を受けるなどしており、農業者にも多大な被害を与えている。

また、農業者の中には、収入の減少や放射性物質による汚染の影響などにより将来の営農に大きな不安を抱えている者も多く、農業経営のみならず日々の生活への影響も出ている状況である。

このような中で、群馬県における農畜産物の損害に対する東京電力株式会社の賠償金の支払いは、他県と比較しても遅延しており、農業者救済の観点からも一刻も早い賠償金の支払いが求められている。

よって、国において、下記事項について早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 損害賠償金に関しては、事故による被害として賠償請求された金額をすべて補償対象とし、東京電力株式会社及び国の責任において早急に全額支払いを行なうこと
- 2 請求事務の各種手続きに関しては、事務手続きを極力簡素化するよう東京電力株式会社に働きかけるなど、必要な措置を講じること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 日

桐生市議会議長 荒 木 恵 司

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣
(原子力損害賠償支援機構)
内 閣 官 房 長 官

あ て